

平成 22 年 9 月 20 日

報告 福岡市保健福祉局障がい者部との話し合い

成人した障害のある子どものより良い暮らしを願う保護者の集まり
服部 美江子 並松 富美代 樗木 律子

出席者：福岡市障がい者在宅支援課 在宅サービス係 森田（係長）、横手
障がい者施設支援課 施設管理係 鹿島（係長）、立山
保護者 15 名（うち 2 名は事業者を兼ねる）新聞社 1 名 計 16 名

期 日：平成 22 年 9 月 17 日（金）13：00～14：00

場 所：保健福祉局高齢者・障がい者部

保護者：活動の動機・アンケートの結果から見えるショートステイの厳しい現状の説明。保護者が望むショートステイのあり方として

- ・ いずれケアホームが充実すれば解決する問題であり、それまでの移行期間
- ・ 既に事業を行っている生活介護事業者で希望するところがあれば、居室整備費、宿泊を可能とする人員配置のための予算をつけ、志のある事業者が実施できるような支援体制を望む
- ・ 送迎がなくては利用できない人がたくさんいる。送迎を可能とする予算、またはガイドヘルプの利用を可能にしてほしい
- ・ 医師のもとでの医療ケアが受けられるショートステイが必要

福岡市：これまでのショートの数が増やしてきた。今年中にショートステイ実施施設に、満床度等の調査を行い、実態を把握する。基本的にショート申し込みがあった場合、事業者は断れないことになっている。利用者の障害の重い軽いでは断れない。ただし、スタッフのサービスの提供ができない場合、利用者の安全の確保ができない時などは断ることもある。

保護者：障がい者は一人ひとり身体や精神の状態が違い、ショートするときしか会わないスタッフでは介護は不可能。実際にギックリ腰になり二度と行きたがらない人もいる。保護者は入所施設でのショートを望んでいるのではなく、障がい者と日々接している生活介護等の場所・スタッフでのショートを希望している。それが不可能な理由は何か。

また、子ども病院が建設中だが、近接地に医療ケアの必要な人のためのショートの施設ができないだろうか。

福岡市：まずは現状把握のための調査から始める。今年中にやる。

短期入所の報酬には、利用者の送迎に要する費用も含まれる、短期入所の送迎にガイドヘルプを利用することはできない。今年から国の障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業として短期入所の送迎をした事業所から申請があれば助成金を支給するようにしたが、平成 21 年度の申請事業者数は 3 事業者である。

保護者：送迎の助成金の額では実費には足りないし車両を持っていない事業所もある。調査の結果が出るころにまた協議をお願いしたい。